

1 議事日程(第3号)

(令和2年第1回久山町議会3月定例会)

令和2年3月6日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山 野 久 生	2番	清 永 義 弘
3番	有 田 行 彦	4番	佐 伯 勝 宣
5番	松 本 世 頭	6番	本 田 光
7番	阿 部 哲	8番	只 松 秀 喜
9番	久 芳 正 司	10番	阿 部 文 俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

3番	有 田 行 彦	4番	佐 伯 勝 宣
----	---------	----	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町 長	久 芳 菊 司	副 町 長	佐 伯 久 雄
教 育 長	安 部 正 俊	総 務 課 長	安 倍 達 也
健 康 課 長	國 寄 和 幸	会 計 管 理 者	松 原 哲 二
上 下 水 道 課 長	原 之 園 修 司	教 育 課 長	森 裕 子
町 民 生 活 課 長	矢 山 良 寛	税 務 課 長	佐々木 信 一
産 業 振 興 課 長	久 芳 義 則	魅 力 づ くり 推 進 課 長	川 上 克 彦
福 祉 課 長	稲 永 み き	財 政 課 長	久 芳 浩 二
都 市 整 備 課 長	井 上 英 貴		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議 会 事 務 局 長	中 原 三 千 代	議 会 事 務 局 書 記	篠 原 正 継
-------------	-----------	---------------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第一 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

現在、久山町議会では一問一答方式を採用しております。

では、順番に発言を許可します。

7番阿部哲議員、発言を許可します。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） それでは、私のほうから1問であります質問いたします。

自然環境あふれる里山づくりについて質問いたします。

久山町総合計画の中でも、豊かな自然と共生するとして、本町の大部分を占める森林や田園、そして町内を流れる河川は、美しい景観をもたらすだけでなく、虫等の多様な生物の生息地として、また水源の涵養や治水、防災機能と、多面的な役割を果たしていると感じます。しかしながら、今現在、町のほうでの森林保全対策がなされていないように感じます。

森林整備問題につきましては、平成26年6月、平成27年3月、平成28年3月議会から一般質問をしてきました。森林は木材生産機能のほか、水資源の保水や地球温暖化防止等の公益的機能が強く、土砂災害防止の面からも森林資源を守っていく対策が必要であります。

そこで、木材価格の低迷により木材生産機能としての森林の役割が低下する中、60年生以上のスギ・ヒノキが町内に440haあります。これらを早期に活用する必要があります。

とともに、林道から離れ木材生産に適さない森林については、自然環境を考慮し、針葉樹から広葉樹へ転換していくべきではないかと考えますが、町長に質問をいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 森林の整備環境保全につきましては、今現在は法的なものでは、大部分が久山町の場合は、一つは県立太宰府自然公園という形での無防備な開発に対する抑制、あるいは特定のところについては保安林といった非常に厳しい規制とございますか、開発等ができないような規制ということで保全措置をしてるところでございます。

それから、今議員がおっしゃってる、現在の久山町の山の大部分、スギ・ヒノキが440haあるわけですけども、50年、60年、その伐期にかかっているそういう山が多数ありますので、町もそうなんですけども、公有林協議会としても、早期のそういう活用という形で、一気にということは、これは環境の問題あるいは防災の問題、山の保全の問題上からでもできませんけども、計画的にできるだけもう伐期の来るところは、皆伐できるところは皆伐という形でお話をしているところです。これは、久山町のほとんどが広域森林組合のほうにも入っているわけで、広域森林のほうもそういう指導といいますか、アドバイスをしながら整備計画を援助しているという状況にあります。

ただ、将来的には、町の町有林については、特にもう皆伐したところは、できるだけ条件のいいところといいますか、持ち出しとか切り出しがしやすいところについては、生産性の高いヒノキとかスギを植える場合もあるし、またシイタケの原木に使えるようなクヌギとかナラとか、そういう木を推奨してます。奥のほうの切り出しが困難なところについては、もうできるだけ自然の形で紅葉を残すという形で、あるいは広葉樹林という形のやり方を進めているところですけども、あとの公有林関係あるいは個人については、それぞれのお考えがありますので、公有林協議会としてはそういう形で投げかけているところですけども、それぞれの所有者の、生産性を考えられる方もあるし、皆伐を嫌われる方については、そのままなかなかサイクルができてないところもあります。

町としては、そういう形で、今後も、立地のいいところについてはある程度生産性の高いもの、奥地については、水の涵養とか動物の生態系を崩さないためにも、広葉樹林という形で今後も進めてまいりたいと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 公有林協議会とか、いろいろな形での進めてあるということですが、実質具体的に町が何らかの形の方策を進めていかないと、ただ言葉的な話としての何とか活用したいということでは進まないんじゃないかならうかと思えます。

それから、もう一つは、私も今まで全然勘違いといいますか、水源涵養林のあり方が、広葉樹とか、いろいろなものの落ち葉とか、いろんな形で土壌が形成されて、それが水を含んで、それから川に流れていくという形を思っていました。しかしながら、違うんですね、これ。山そのものは、森林、木が生きていくのに水を必要とするということで、落ち葉とか無機質の土層から土壌を作り出して、その構造を山の木が変えて、それを大量に水をためるような環境を作る。この環境を作った水は、下に川に流す水ではないんです。これは、木が育成する、自分たちが吸い上げるための水をためるんです。ですから、今先ほど60年生で440haと言いました。今スギ・ヒノキがもう60年たって大きくなっておりま

す。この木が全部、自分たちの水として吸い上げてるんです。ですから、年々川の水が減ってきてるんです。ですから、私たちが小学校、中学校のときに川の水はいっぱい流れてました。田植えのときでも井ぜきを越していくぐらいの水がありました。今は井ぜきまで達しないんですね。もう田から田に水を回していかないと水が足りない状況、それに川の水が減ってる。これは全国的にそういう調査もなされて、科学的な証明も今されてるそうです。

山そのものの水源涵養というのは、逆に間伐したり皆伐、全体を切ったりして、木を切って新しい木を植栽する間が木が水を吸い上げる力を抑制するわけです。その分で下に流れてくる。ですから、昔はそれが適正に山の管理がされて回転が都合よくされておったから、川の水もそれなりに増えとる。ですから、戦後の人工林全体にもうスギ・ヒノキが植わっております。そういう状況の中で、全部が、そしてまた木材価格が低迷しておりますので伐採をしない、切らない。そういう状況の中です。ですから、全然川の水がどんどんどんどん減ってきてる。そういうことということで、私も、ただ広葉樹にかえれば水源涵養になるということではなくて、木の回転をする必要がある。ですから、久山町の健康を作る、3つの健康の中の大地の健康というんですか、自然の健康、これは山づくりもそれなりに回転をさせなくてはならないと私は考えます。

そういうことで、60年生がもう440ha、35年生以上はですね、久山町の人工林が大体1,436haあります、このうちのもう35年生以上が1,170haあるんです。そして、その1,170haの中の440haは60年生なんです。ですから、これを回転させないかん。これを間伐、皆伐して、次の新しい苗木に移しかえると、水の抑制になって、その分が川に流れてくるといふ形です。その回転をする必要がある。そういうことで、山の管理をお願いしたいということ。また公有林森林協議会としてそういうことで進めてますよということではなくて、本当に山の手入れを、そういうことでの進めて、木を切らないかん、切って次の新しい苗木を植えていかないかんという形になろうと思います。

そういうことで、再度、町長のお考えをお尋ねしたいと思いますし、先ほど答弁の中で、二つ質問しました。保全の仕方ともう一つは活用、60年生以上ですから、これをいかに活用するか、どう考えてますかということを入れてますので、その分も含めて回答をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今議員がおっしゃったような、水源、森林における水の涵養という、その理論がどこまで公式に認識されてるのか、ちょっと私はわかりません。そういうものがきちっと公的に認識されたものであれば、国も何らかのそういう方針を打ち出していた

だけるんじゃないかなと思います。

ただ、おっしゃるように、そういうことであれば、サイクルはできるだけ早めていったほうが今はもう確かだろうと思いますけれども、それがいわゆる活用だと思えますけれども、町有林についてはできるだけそういう形を、もう従来から考えて、できるだけ皆伐、間伐よりも、特にもう60年生のスギ・ヒノキについては皆伐をしていくようにしています。これに対して一部から大雨の災害等について大丈夫かという声を聞きますけれども、そういうことがないように、大体、同じところじゃなくて、バランス的に皆伐をするように進めてますけども。

ただ、しかし個人有林とか共有林については、町がその伐採を早急にやんなさいという強制指導は、これはちょっと難しいから、そういう活用については、伐期に来てるわけですから、所有者にとっては、生産性をといますか、利益を生むためには、そういう皆伐とかいうのを当然考えておられるんじゃないかなと思います。これはもう、町はそこまでしか私はすることができないと思ってますし。今は以前と違って、広域森林組合に皆さん加入してありますので、大型機械の導入によって、以前はもう伐採しても利益が出ない、あるいはマイナスになるという状況でしたけども、今は、例えば皆伐した場合は、スギの植林をしても必ず利益が出るという形での広域森林組合は請負をしてくれてますので、そういうことについて公有林協議会のほうにも、もちろん言ってるんですけど、さらに推奨していきたいと思います。

ただ、議員がおっしゃってるのは、町全体で、それぞれの所有の森林整備計画というのは、広域森林組合が入っていただいて、町もそうですけども、いろんな財産区とか共有林組合、そういう森林整備計画は今どこも進めてあると思います。これをしとかなないと、荒廃森林事業なんかの補助金が活用できませんので。だから、ただ議員がおっしゃってるのは、そうじゃなくて、全体の町の森林計画として統一したものというお考えだろうと思えますけども、これは、そこに何を植えるかとかいうのは、これはもう町が決めるものでは私はないと思います。さっき言ったような趣旨から、こういう活用を進めてほしいという形での、全体の森林保全という形では、当然、公有林協議会の中で先ほど言ったような趣旨の話を協議していきますけれども、町があらかじめ、この域については広葉樹林、これについてはスギ・ヒノキを植えるという計画は、これは公有林協議会でも協議はしますが、町で一方的にするっていうことはちょっと難しいんじゃないかなと思ってます。

そういうことで、保全については、今阿部議員がおっしゃったような水源涵養とかいうものが、今の言われた根拠があるのであれば、そういう形で理解をしてもらった上で、今後のサイクルを早めていただくことですね。活用については、今言いましたように、もう

利益は、自分とここでやらなくても、委託さえすれば広域森林のほうでやってくれるわけですから、ぜひそういう形でお話をさせていただきたいと思います。

(7番阿部 哲君「活用のほうは」と呼ぶ)

活用については、もう町のほうはできるだけ、それぞれで生産をサイクルしていただければ、利益は出る体制はとっていますので、そういう形で進めていきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 活用といいますのは、久山の木をどういうふうに活用するかということの意味を言ってます。ですから、ただ伐木してそれを売るということではなく、どういう形で久山の木が活用ができるかということをおある程度町としても考えてほしいという話をしています。次のときに回答してください。

それから、皆伐とかいろんなことで問題はないと私も思っています。また、木の株が残ってますから、全然、株から全部取ってしまうわけではございませんので、その辺は問題ないし、町のある程度の指導の中でそういう皆伐とかいうようなことを進めてもらうということが必要ではないかと思えます。

今、公有林協議会の話も出ましたけども、公有林協議会だけでも1,139haあるんですよ、合計すれば。ですから、そういうのを町の半分以上はもう公有林協議会に入っている方になりますので、そういう方向だけ示してもらって、あと個人の所有の方にもご協力をお願いするという形で進めていくという形の、久山町の山を育てていくと。ただ、じつととして自然がそのままあるわけではないわけです。

それから、もう一つは、60年生ですから、久山町の山の大体の地盤は岩盤なんです。ですから、表層の厚さが非常に薄いんです。ですから、今全国的に局部的に豪雨、それから強風、いろんな災害が起きておりますけども、久山町に、いつそこで起きるかわからないんですよ。そのときには、60年生以上の木は風倒木という形で、いよいよ財産的にもなりませんし、またこれの撤去のほうの費用、またそういう災害対策のほうが大変になるということで、私は、早急にそういうのが町主導である程度進めていく必要があるということをおっしゃっています。

そういうことで、再度、二つ今先ほど言いましたけども、久山町の木の活用を何らかの形で町が考える必要があるのではないかとということをお、先ほど一番最初の質問の中で、活用方法というのはそういう意味で言っておりますので、その辺の町長のお考えをお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 活用というのがどの範囲をおっしゃってるのかわかりませんが、端的に申しますと、活用は、伐採して販売する材として活用する場合と、あるいは町での、けやきの森幼稚園あたりは、公共施設にという形で活用する。それから、もう一つは、今あるのはバイオマスの関係だろうと思います。だから、ただ一概に、そのバイオマスで使うという、これもなかなか、これはもう企業あつてのことだと思っております。以前、そんなバイオマスの話、民間からも、あるいは他県の鹿児島とか、バイオマスを先進的にやってあるところあたりも調査したことがありますけども、なかなか安定供給と、そのバイオマスを使った事業というのを町でやるということは、ほとんどが赤字経営になってしまうという経緯もありますので、これはそういうバイオマスを活用するような企業との何かセッティングが必要じゃないかなと思っております。

だから、活用につきまして、私が考えるのはその3つぐらいじゃないかなと思っております。

それから、先ほどから、伐期に60年物は早く早くということですが、大災害とかいうのを、それを想定して森林を早期に伐採するということはできません。なかなかこれは、年のサイクルがある木というのは、長い年月のサイクルを耐えながら山の保全というのはしてきてるわけですから、そういう意味で、ある程度伐期も来て、今までは伐期の適齢期が来とってもなかなか皆さんそれをやらなかったというのは、出しても材にいわゆる生産性がないからされなかったということもございますので、やはり今はそれがもうできるという状況になってあるわけですから、それぞれの所有者の方はそれをお考えになってやっていただけるものと思っております。

ただ、これを町が主導してやれるものではないと思っております。農地と一緒に、そこに何を、農地を活用するかというのは、これはもう所有者の判断によって農地を管理していただいているわけですから、町が森林全体を主体的にやるまでの町の事業ではないと思っております。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 実際、個人の所有とか、いろんなものの山の分があります。しかしながら、久山町としての山を、自然の形を常に久山町のシンボリックに考えるということになると、いろんな形で久山町からお願いする形は出てこうと思うとですよ。

ですから、本当、伐期は、大体40年以上越せばもう伐期齢なんですよ。ですから、それがもう60年というのは、先ほど町長が言われましたように、木材の低迷とか、いろんな形で採算が合わないからそのまま残ってきとるとのことなんですよ。ですから、それを早く回転をさせていく、循環をさせていくという形の主導的なものは町が必要ではないかと

思います。そういうことで、今後とも検討していただきたいと思います。

次に、針葉樹と広葉樹を適正配置計画した森林整備計画の早期策定が必要ではということとで挙げております。木材生産に適さない地域や、地質による木の種類の選定等の中でそういうのが出てくるということで、今後的に、町がある程度方向を主導する形で、久山町全体のある程度の計画的なものが作られて、それをもとに主導していくという形が必要ではないかと思えます。それにつきまして、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどともちょっと関わってくると思うんですけども、基本は山の活用といいますか、自然を保全する、山林としての環境を保全する一方で、個人の財産、あるいは町にとっても財産でありますので、生産性を求めるというのが山林だと思います。そういう中で、生産性を高める活用が非常に難しいところについては、これは全体的に自然林、広葉樹林等の植林を今後は進めるという、これはもう公有林全体の中でもそういう話をしています。

ただ、いわゆる里に近い平地、あるいは平地に近いところ、生産性が求められるところについては、場合によってはスギ・ヒノキもまた、今後の一番材としては生みやすいということで、それを選ぶということもありましょうし、あるいは先ほど言ったバイオマスとしての活用ができるということであれば、成長の早いセンダンの木とかケヤキとか、そういうものを植えることも非常に効果的だろうと思っておりますので、そういう形で針葉樹林と広葉樹林の植林というのは考えていかれるんじゃないかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 木材に適さないところとかいうような形で、今町長も言われましたように広葉樹を配置していくということで、ある程度自然林に戻していくということで、有害鳥獣のシカ、それからイノシシ等が食べ物がなくなって下におりてきている状況もありますので、そういう形を進めていってほしいと思います。

今度、進め方の中で一つは、久山町の山そのものが、そのまま自然の形でございますが、それにプラス観光資源にもなるような形の、紅葉シーズンでいきますと、広葉樹の中で紅葉した形がパッチワークみたいな形で、山のパッチワークという言い方はちょっとおかしいですけども、そういう形での、ヒノキ、クヌギ、ヤマザクラ、イチョウとかヤマモミジとか、いろんな形の中で計画的なもの、そしてそれを強制というわけはできませんので、個人の山ですから、そういうことでお願いしていくという形での、全体的な、計画的な構想をある程度作ってほしいという方向での考えは、町長どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 宮崎のほうで、そういうパッチワークのような山ができたという。これ、話を聞いてみると、結果的にそういう形になったというお話だったと思いますけれども。議員がおっしゃるように、山全体じゃなくて、久山町の一番きれいなのは東側の伊野皇大神宮、神路山から犬鳴背景ですよ。だから、ある程度エリアを絞ったところで、久山町のバック、背景ができる山については、そういう構想的なものをちょっと考えてみたいなどは思います。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） そういう形で進めてもらいたいと思いますし。また、3番目の質問になりますけども、その広葉樹のお願いするにしましても、広葉樹の苗木がスギ・ヒノキより高いんですよ。ですから、これが水源涵養林としてとか、いろんな形の名目の中で、スギ・ヒノキの差別的なものは町がある程度出します、補助しますので植えてくださいとか、そういう方向での進め方の考えはどうでしょうか。町長のお考えをお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今言ったように、特定のところで町がきちっとそういうエリアを構想として、ここはこういうものを植えてほしいということになれば、そういう考えは必要だと思います。

ただ、今現在、新しく皆伐して植林をしようとする、これに対しては、県の補助金制度があるんですけども、本町はそれに独自で残りの15%の補助をしています。これは恐らく糟屋郡ではうちの町だけだと思いますので、一般的にはそういう形で考えてますので、先に言いましたように、こちらからきちっとお願いしたエリアとかを設定した場合は、そういうことも配慮していきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） そういうことで進めていただきたいと思います。

最後、4番目の質問に入ります。

森林の保全には、専門的な知識と長期的スパンでの管理を考慮すべきであります。専門職員の育成と体制整備や、森林に精通した人材登用が必要ではないかと思ます。

平成27年3月の一般質問でも同じような質問をいたしました。その中で町長は、広域森林のほうから1人お願いしておりますという話もございました。しかしながら、町の職員である程度そういうのを育てて、そして次の担当に引き継いでいく、久山町の山をいろんな形でわかってもらえる職員を作っていくのが必要ではないかと思ます。そのためにも、職員の育成、また研修、そしてプラスそれに専門職的なものの人を1人お願いしても、そこでまずは久山町の山のことを教えてもらうという形のことが必要ではないかと思

うとですよ。そうしないと、よその方をお願いして、それが久山町の職員につながって
いかないんじゃないかなと思います。それについて、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおり、山の管理、町有林もかなり持ってるんですけども、以前は割と職員の中でも専属的に長年その職員が山について管理していく体制があった時代もありましたけども、なかなか森林としての生産性がないというところから、そういう今体制にはなっていないと思います。ただ、管理については、広域森林組合という組織ができましたので、管理についてはそれを今委託という形でやっています。

ただ、議員がおっしゃるように、山に精通した人材を育成することは大事なことだなど思っています。現に担当職員は配置してありますが、職員を潤沢に雇用できればそれに越したことはないんですけども、現状は兼務みたいな形でさせてる部分もありますので。今度、働き方改革で採用についても会計年度職員という形で任用が可能になりましたので、できれば外部からでもそういう、ある程度の一定期間、専門的知識を持った方がある程度の期間までずっと任用できて、そしてその間に職員の育成を図っていくという形をできればなと思っていますので、そういう形で今度、令和2年度はまだそういう予算化はしてませんが、次年度からはそういう方向で考えていきたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） よろしくお願ひしたいと思ひますし、また広域森林においても、久山の人が広域森林におられるときは久山のことで委託されてもいいんですけども、久山の人がおられなくなったときにじゃあどうするかという問題も出てきます。そういうことで、町長が言われましたものも少しでも早くして、また幸いにして産業振興課という形で農業部門の課ができておりますので、その中での職員の育成、研修を進めてもらいたと思います。

再度回答を願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そのように進めてまいりたいと思ひます。

○議長（阿部文俊君） 次に8番只松秀喜議員、発言を許可します。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） 本日は二つの項目について質問いたします。第1項目が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法により、市町村は手話奉仕員の養成を義務づけられているが、久山町の対応はという1点と、もう1点は死亡に際し、役場の手続きを簡素化できないかというこの2項目について質問いたします。

まず、平成24年6月に障害者自立支援法にかわり障害者総合支援法が成立し、平成25年4月1日から施行されています。福祉課長にお尋ねいたします。この法律の第3章地域生活支援事業、第77条第1項第7号で市町村はどうせよと書いてありますか。

○議長（阿部文俊君） 福祉課長。

○福祉課長（稲永みき君） お答えいたします。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第7号に規定されております、意思疎通支援を行う者を養成する事業は市町村において、手話奉仕員の養成を行うということになっております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 確認いたします。その法律ってというのはしてもよいとか努めなさいという曖昧なものではなく、しなさいと書いてありますか。

○議長（阿部文俊君） 福祉課長。

○福祉課長（稲永みき君） この法律上では市町村が実施するということになっております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） もう1回だけ福祉課長にお尋ねいたします。その法律に対して、平成25年4月から久山町の対応と今後の予定をお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 福祉課長。

○福祉課長（稲永みき君） お答えいたします。平成25年4月からの町の対応につきましては、平成26年度から糟屋1市7町で養成講座の合同開催を開催しております。担当町を輪番制としておりまして、平成30年度まで行っております。なお、久山町の受講者数につきましては、5年間で4名となっております。現在は粕屋町、篠栗町、久山町の中部3町での開催に向けて検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） ありがとうございます。これからは町長のほうにお尋ねいたします。

現在、法律を守っていない期間というのが2年ほどあります。今後についても、予定すらたっていないってことなんですけども、この現状をどう思われますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 状況についてはまたご説明しますが、法律で実施するというということなので先ほど確認がありましたけれども、実施するというのはもう間違いないん

ですよね。ただやり方が隔年でやるか毎年やるかとか、手法についてはいろいろ、だからどこの自治体も実施する方向というのは、当然ながら持っていると思います。今の糟屋郡の状況につきましては、先ほど担当課長が申しましたように、これまで26年度から30年度までやってるんですよね。久山町でいえば26年度が1名、27、28年度が1名、どちらも欠席が多く未修了という形で終わられています。それから29、30年度が2名で2名ともこれは修了をされてる。このような状況から、今現在では当初31年度ですかね、糟屋郡では昨年の8月7日現在、中南部6町でというのはもう中止するというような自治体も出てきましたのでですね、再度話し合っ、単町でするのは、参加者数とかいう問題から教室という形ではちょっとどうかなというのがあって、合同開催がやはり適切だろうということで、当初は中南部6町でという協議になっておったのですが、令和2年に入るまでですね、なかなかその協議が進んでないのが実態です。令和2年1月になって南部のほうでは、一つの自治体がやろうということになって、今現在では南部では3町合同開催、中部はそういう形でまだ決まってませんでしたので、令和2年度の予算化には間に合っていないというのが現状でございます。そういう中で今現在は先ほど課長が言いましたように、中部は中部3町で合同開催という形で今協議を重ねているところです。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 今協議を続けられているということなんですけれども、法律で決まっていることを町が守らないというのは、どうなのかなと感じております。過去形になってしまいましたけども、障害者を持った親の立場から言えば、周りからは障害者を育ててあって大変ですねとか言われますけれども、大変でも何でもありません。人一倍の愛情を傾けますから、ほかの子育てと何ら変わることはありません。しかし、大変なのはですね、目の前に法律が立ちふさがったときです。ほかの子どもたちと一緒に同じ学校へ行けないなど、大きな失望感と周りからは引きはなされたという強い疎外感を味わうことになります。それでも親御さんたちは、法律で決まっていることだからと従います。町民がしっかり法律を守っているのにですね、法律のプロである町の行政が法律を守らなくてどうするんですか。受講生が少ないとか、3町の協議が決裂したとか、そんなの何も言い訳にならないと思います。手話というのは、難聴者、ろうあ者の方にとっては、唯一の情報伝達ツールだと思います。受講生が少なければ、もっと広報などを利用して参加者を募集するなど、また、執行部で中部3町の協議が決裂したのであれば、町長の段階で協議するなど、法律に準拠するためにはどうしたらいいかというのをですね、よく考えていただき、再度町長の答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今先ほど言いましたようにですね、3町で協議しているわけで、ただ、町ですぐにできるものでございませぬのでですね。カリキュラムが大体、35時間と45時間、教室があるんですよ。入門課程と基礎課程という形ですね。それがそれぞれ35時間、45時間という形がありますので、開催にはやっぱり準備をしていく。今のところ3町開催ではそれぞれの当番町が、今度は久山町になってるということ聞いてますけれども、社会福祉協議会にお願いしようということで、今社協ともそれがやれるかという協議をしてるわけでございますので、大変申し訳ないんですけども、できるだけ今年度ですね、開催に向けて今そういう準備をしているところでございますので、これは1名でもということでしょうけれども、やはり受講者についてでもやっぱり、教室開催というのは1名、2名というよりもやはり合同開催というのが私は効果的じゃないかなと思いますのでですね。いい形で3町ですぐにできるだけ早く開催できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） ありがとうございます。ぜひとも今後ですね、そういうふうな活動ができるように、よろしくをお願いします。

地方自治法ですね、第1条の2の2に基本理念として、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図るとうたっております。福祉とは辞書で調べると、幸せや豊かさであります。また、社会福祉とは、支援や介助を必要とする人への援助を行う公的サービスとあります。

現在、久山町は、健康の町としての地位を確実なものとしております。次のステップとしてですね、老いも若きも、健常者も障害を持ってある方も助け合いながら、皆が幸せで心豊かな日本一の福祉の町として出発するための第一歩を踏み出してはどうか。

町長の意見をお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 行政はそれが全町民に対してですね、そういう福祉向上を図ること、それから、障害を持たれてる方、高齢者の方いろんな方に対してですね、最大限の幸福追求がわれわれの使命だと思ってますので、十分いろんな財政上とかですね、その他の問題でなかなかこう、思うように皆さんたちの要求に応えられてないところもあるかと思っておりますけれども、そういう面ではしっかり努めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 10年ほど前になりましたけども、ブータンという国からワンチク国王

という方が来日されました。そのときに、世界一幸せな国を目指しているということでしたけれども、そのときは漠然としてるなと思ってましたけど、今考えれば、世界一福祉の進んだ国を目指してあるのかなと思います。ぜひとも、先日同僚議員のほうから久山町の施設が車椅子用のスロープや点字ブロックなどがまだ設置されていないところが多いんじゃないかなっていう意見がございましたけれども、ぜひともそちらのほうに目をいただいてですね、日本一幸せな町を目指していただきたいと思っております。この質問は以上で終わります。

次に、近親者の死亡に際し、役場の手続きを簡素化ができないかということで質問いたします。

現在、近親者の方が亡くなれますと、7日以内に死亡届を提出し、その後、保険や年金、福祉などの申請をしなければなりません。来庁されますと、周りからは各課で同じ質問と同じ説明をし、同じような文書の提出をしなければならず、半日仕事になると愚痴をこぼされています。これは役所側からいうと、当たり前前の光景なんだろうが、町民側からすると何で同じことの繰り返しで短縮できないのかとの声が上がります。近親者を亡くされた方というのは、しばらくは誰とも会いたくないし、話もしたくありません。また普段の生活をしている分では、役所というのは未知の世界でどこへ行けばいいのか、何を聞かれるのかと不安でいっぱいに来庁されます。

そこで立ち上がったのが、大分県別府市の若手職員からの案で、2016年5月にお悔やみコーナーが開設されました。今まで2、3時間ほどかかっていた手続きが、1時間ほど短縮できているとのこと。その後、各地域に波及していきまして、今では同じ大分県の中津市、福岡県の糸島市、宮崎県の都城市などで窓口が開設されており、非常に評判になっております。こういった件で町長の意見をお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 只松議員の今おっしゃったのは、3時間とかいうのはですね、2、3時間、本町のことじゃないみたいな気がするんですね。全部大きな市の関係の例じゃないかなと思ってます。ご承知のとおり本町はですね、この亡くなられた死亡届の方が来られたときには、窓口、福祉課とかいうところで手続きをしてもらいますけれども、関係各課というのはすぐそばにあるわけですから、ほとんど私は大体今聞いてみると、1時間か1時間半ぐらいで終わってるということでございます。亡くなられた方の後の手続きというのはやっぱり年金とかですね、医療費の証書の問題とか、非常に重要な手続きですので、やっぱり一定の時間は必要だと思います。そういう点で、本町の場合は大きな市役所になると、別館だったりいろんな離れてることであると思っておりますけど、うちの町では少なくと

もそういう何とかコーナーとかいうのをですね、作るまでもなく、後ろを振り返ればそこにある。だから、何か支障のある方については、職員をそちらに呼んだりして対応できますので、そう問題はないんじゃないかなと私は思っています。中にはですね、1時間半とか2時間の人がいる。これは仕事じゃなくて、亡くなられた方の思い出話とか、何かそういうのを話をされてですね、だから職員もそれを聞くという形で長くなっているようございまして、少なくとも本町では、今の状態で私は支障は出てきてないようには思っております。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 久山町は役場も小さいですし、窓口も隣り合っていますので移動が楽かもしれませんが、その5分でも10分でもですね、何か短縮できる方法というのがあるかもしれませんが、そこら辺をもう少し協議していただきましてですね。今の現状が当たり前と思わずですね、町民の目から見たら、ちょっとおかしいんじゃないかというところが幾つかあると思いますので。ここにいらっしゃる方は30年、40年のベテランばかりでこれが当たり前と思ってあるかもしれませんがけれども。若手職員のほうからですね、意見を吸い上げてまして、やはり、短縮できるところ、そういうところは少しずつでも見直していただければと思いますけど、再度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そういう点が町民の方であればですね、そういう声っていうのを十分に吸い上げてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○町長（久芳菊司君） 本日の質問をこれで終わりますけども、今日約束していただいたことを必ず守っていただきますようお願いして私の質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時40分から行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番久芳正司議員、発言を許可します。

久芳議員。

○9番（久芳正司君） 私は、二つの一般質問を予定いたしております。お答えいただくの

は、町長さん、また担当課長さんのいずれからでも結構でございますので、よろしく願いいたします。

1項目めは、N-NOSE研究によるがんの早期発見方法についての質問をいたします。

がんは見つけ出すのが難しい病気だと言われています。また、がんと診断されても、治療方法が難しかったり、発見が遅く生命にかかわる問題が数多く、また若い人のがん発症は進行が早いと確認しております。一般的な考えとしても間違いないかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） がんに対する費用負担にしても、早期発見された場合の医療費と病状がかなり進んで発見された場合の医療費では大きな差が生じると考えられます。町としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう少し具体的に言っていただけないでしょうか。ちょっと回答のしようがですね。それは早期発見のほうがいいと思いますけど、それだけではないとおっしゃるんですけど、早期発見だけではないとは思っておりますけど。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 私は、一般的な質問でございまして、早期発見の場合と重体になった場合は保険料とか個人負担というものも違うんじゃないかということで、単純な質問でいたしました。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 確かに早期発見すれば、費用の問題もそうでしょうけど、まずは命に関わることでございますので、それが早ければ早いほど治癒も可能だと思いますしですね、遅れば遅れるほど、本人の命にも関わるし、またおっしゃったように医療費も高額になってくるんじゃないかなと思います。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） ありがとうございます。

C&Cで現在行われている健康診断の受診率は何%ぐらいになっておるか、お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

- 町長（久芳菊司君） 健康課長に回答させたいと思います。
- 議長（阿部文俊君） 健康課長。
- 健康課長（國寄和幸君） 久山町で行っております生活習慣病健診につきましては、おおむね対象者の、今年度の実績でいきますと51%の方が申し込みをいただきました。51%のうち98%、約99%の方が受診をされております。
- 以上でございます。
- 議長（阿部文俊君） 久芳議員。
- 9番（久芳正司君） 診断での現在のがんの検診は乳がん、大腸がんなどと限られていると思われていますが、どのようながんの検診があつてるかお尋ねいたします。
- 議長（阿部文俊君） 健康課長。
- 健康課長（國寄和幸君） がん検診につきましては、国のガイドラインに基づき、今言われました乳がん、子宮がん、それから肺の検診、それから胃検診、それから大腸がん検診、前立腺がん検診、そういったものを行っております。
- 議長（阿部文俊君） 久芳議員。
- 9番（久芳正司君） 最近、N-NOSE研究がクローズアップされています。発表によりますと、1ミリ程度の線虫がごく少量の尿からがん細胞を見つけ出すことができる。なお、人体の発症部分まで明確に判明できると言われております。費用も1人1万円以下で済む。町としては、健康診断率のアップにつながり、また町民としてのがんの早期発見に役立つと思われまふ。町としてN-NOSE研究を取り入れることができないか、お尋ねいたします。
- 議長（阿部文俊君） 町長。
- 町長（久芳菊司君） 本町では、今は国のガイドラインによる各種がんの検診を行っているところでございます。
- 今議員がおっしゃったN-NOSE研究は、確かにそういう線虫によるがんの発見というのは、いろんなところで現在実証実験が始まっておると聞いておりますけれども、その有効性を示すだけのデータ蓄積にはまだ至ってないと伺っております。これからの研究の進捗状況を見ながら町として判断すべきであり、今の段階では、町の行つてゐるがん検診に導入する考えは持っておりません。
- 議長（阿部文俊君） 久芳議員。
- 9番（久芳正司君） 今はN-NOSE研究の職員を優先的に検診するというのでやっておられるそうでございますが、これをやったとしても何ら被害は出るということはないと思いますので、ぜひとも導入していただきたいと思ひます。

昭和30年ごろからこれまでの65年間、江口町長から久芳町長までの5代の町長にわたって引き継がれる健康の町、久山の町だからこそ取り入れるべきではないかと、再度お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほども言いましたように、N-NOSE研究については、まだ実証実験の段階でございますので、これがしっかり臨床されたものではない段階ということでございます。取り入れないとかいうんじゃないんですね。

それで、ちなみに久山研究の二宮先生とこの件について話し合いをさせていただきました。先生のお話によると、線虫によるがん検診は、幾つかステージを経て今実証実験に入ってきたと。しかし、当初の実験から動物実験、マウスですかね、ぐらいまでは確かに発見の確率は高かったが、現在実証実験に入った段階では、確率は半々ぐらいまで落ちてきているということを知っていると。線虫による、そのN-NOSEの検査で陽性反応が出れば、もうそれですぐがんの発見という確定に至るのではなくて、陽性反応が出て初めて今度はPET診断を受けなくてはならない。PET診断により精密検査を受けなければならないため、個人の医療負担もまだはっきりしない段階では高額になるんですよ、PET診断するのは。ですから、最初の診断がしっかりしたものでないと、線虫で確定するわけやないから、線虫で陽性が出たら、それからPET診断による精密検査を受けるといことになりますので、結局個人の医療負担も高額となりますよと。今の段階では、導入は住民の方に過度な負担を与える結果を招きかねないというご意見でした。

だから、久山研究室としても、同じ九州大学内の研究でそれもされてるといことでございますので、有効と判断された段階で、町とも協議しながら、検診に取り入れることについては否定するものではないという、そういう先生の意見でございましたので、今の段階ではまだ早いのかなという考えを持っています。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 確かに、私が知るところによっても今町長さんがおっしゃるような近いところでございますが、これは研究によって、早く取り入れるほど町民としても安心した、がんのないといことへの安心感を持たせるためには、私は早く取り入れたらよろしいかと進言いたしまして、この件については質問を終わります。

2項目めの質問といたしましては、昨年よりレスポアールの屋根付き車寄せを要求しておりました。その後の進捗状況をお尋ねする予定でございました。しかし、一般質問通告後、令和2年度一般会計予算書に工事費が計上されていることを知らされました。今回は質問ではなく、お礼の気持ちをもって私の質問を終わります。

— 令和2年第1回3月定例会 —

○議長（阿部文俊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時51分